

1. 「労働市場の未来推計2030」中央大学経済学研究科委員長・教授 阿部正浩 様

【説明概要】

- 一定の前提条件の下、労働需給及び需給調整に関する各種データから推計すると、2030年の人手不足数は644万人。産業別では、サービス産業や医療・福祉産業等において、職業別では、専門的・技術的職業従事者や事務従事者等において、また、都市部だけでなく、地方部でも人手不足が強まる見込み。
- 644万人の人手不足は、働く女性を増やす(87万人)、働くシニアを増やす(224万人)、働く外国人を増やす(81万人)、生産性を上げる(252万人)という4つの対策により埋めることが可能と見込んでいる。

【質疑応答】

- 生産性の向上により実現する労働力252万人は、どのように推計しているか。また、生産性を上げるとは、具体的にはどのようなことか。
 - 252万人は、推計労働不足数644万人から、働く女性・シニア・外国人の増加見込数を引いて算出したが、OECDの報告書(2018年)を前提にすれば、達成可能な数値と考えている。また、AI、IoT、ロボティクスによる生産性の向上を見込んでいる。
- 人口減少、少子高齢化がより深刻化する2030年以降の推計はないか。
 - 長期の推計になればなるほど、誤差が大きくなる。なお、厚生労働省所管の労働政策研究・研修機構(JILPT)により、2040年の就業者数は推計されているが、人手不足数は推計されていない。
- 産業別の労働需給(11頁)で供給過剰となっている「金融・保険、不動産」は、職業別の労働需給(12頁)ではどこに分類されているのか。また、「労働市場が機能」(17・18頁)とは、どのような状況か。
 - 産業別の労働需給(11頁)に産業別の職業別就業者数シェアを乗じ、職業単位で合算して、職業別の労働需給(12頁)を算出している。また、労働市場のメカニズムとしては、賃金の上下が重要。賃金が柔軟に上下し、労働需給が調整されている状況を「労働市場が機能」と表現している。

有識者ヒアリングの概要②(第9回専門小委員会)

2. 「外国人材の受入れについて」法務省入国管理局

【説明概要】

- 中長期在留外国人263万人のうち、半数以上の146万人が就労しており、高いペースで増加。
- 今回新たな在留資格として「特定技能」が加わる。特定技能1号は、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材であるが、従来より受け入れ範囲が広がっている。2号の技能水準は、従来の専門的・技術的分野の在留資格と同等程度。
- 生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人手不足の分野に限って受け入れるという考えであり、閣議決定を経て、14分野が定められた。
- 受入れに当たっては、受入れ機関が職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施することとされているところ、登録支援機関に支援を委託して外国人を支援することも可能。
- 受入れ環境整備についても、地方任せでなく、国が外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策を策定し、適切に対応していくこととしている。

【質疑応答】

- 今後、介護ニーズが高まると思うが、技能が非常にありながら言語が堪能でない外国人への対応をどのように考えるのか。技能が重要であれば、翻訳機器も含め、様々な対応が必要ではないか。
 - 今回、新たに認められる特定技能1号については、一定の技能水準と日本語能力水準を求めることとしている。一方、これまでの在留資格は、基本的に日本語要件を課しておらず、日本語要件を課しているのは専門学校に通う学生などのみ。就労目的で在留が認められる者は、専門的知識・技術を持っているので、入管で一律の言語要件は不要という考えだった。今回は、これまでの受入れ対象範囲を拡充することもあり、議論の結果、新たに日本語要件が課されることとなった。

有識者ヒアリングの概要③(第9回専門小委員会)

【質疑応答(続き)】

- 総合的対応策の中の「生活者としての外国人に対する支援」では、自治体に期待されている役割もあると考えるが、登録支援機関による支援と、現場の自治体による支援は、どのように異なるか。
 - 登録支援機関による支援は、特定技能1号の外国人材に対して、本来受入れ機関が実施すべき職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を受入れ機関の委託を受けて行う支援。総合的対応策に掲げられている自治体による支援は、対象を特定技能外国人材に限らず、全体として受入れ環境を整えようというものなので、自ずと期待される役割は異なる。
- 基本方針の中で、「大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める」とあるが、具体的にどのようなことを考えているのか。
- 居住移転の自由は日本人同様に保障されるのか、ビザの段階で規制されるのか。
 - 今回の在留資格は、技能実習と異なり、転職できるため、大都市圏に集中しないよう、こうした規定が盛り込まれた。具体的な方策としては、地方で働く魅力を高めるという発想と、大都市圏への集中を抑制するという発想があるが、政府としてはまず前者を優先すべきとの考え。例えば、先行事例では、地方で働き続けていても賃金が上がっているケースや、住居費や生活費が低く抑えられているケース、地域の仲間として様々なイベントに参加しているケースなどがあり、こうした好事例を周知していく。それでも大都市に集中する場合は、自粛を要請することもあり得る。

有識者ヒアリングの概要③(第9回専門小委員会)

【質疑応答(続き)】

○「受入れ見込数(5年間の最大値)」は、特定技能1号のみか、1号2号の合計か。

○「受入れ見込数(5年間の最大値)」は、どのように客観的に算出したのか。

→ 特定技能1号のみの見込数。2号の対象は極めて制限的であると考えており、1号からの移行は当分なく、2号の技能試験もすぐには実施できないものと考えており、2号の見込数は出ていない。

→ 1号の算出方法としては、現在の就労者数、人手不足の数、生産性向上と国内人材の確保で対応できる数、受験者数の見込み等を勘案して、分野所管省庁で算出。

○「受入れ見込数(5年間の最大値)」の上限に達するとどうするのか。

→ 入管で地域別受入れ状況のデータを定期的に公開し、関係省庁と共有することになっているため、あるとき突然上限に達成するということはなく、上限に近づいてきた段階から、受入れの要件を絞ることや、業界で対策を取ることが想定される。法律上は人材が確保されたと認めるときは在留資格の停止措置をとるという規定があるが、安全装置のようなもので、それを発動する前に対処するのが基本。